

# 議 事 録

第 9 回

東村農業委員会総会

令和2年9月25日

## 東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：令和2年9月25日(金) 午後1時30分～午後5時00分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（6人）

1番（会長）	肥 後 豊 光	2番（委員）	渡 邊 勉
3番（委員）	吉 元 博	5番（委員）	喜屋武 美恵子
6番（委員）	比 嘉 昌 太	7番（職務代理）	宮 城 善 則

### 農地利用最適化推進委員（4人）

金 城 良 信	宮 城 哲 也	外 間 一 功
親 泊 康 博	奥 本 弘 幸	

4. 欠席委員： 0名 ・ 番 委員  
推進委員 金城良信 委員
5. 議事録署名委員：2番 渡邊 勉 6番 比嘉昌太
6. 書 記：農業委員会事務局 新城浩也

7. 議 案：議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第36号 農地利用集積計画書（案）に係る意見決定について  
議案第37号 一時転用承認願申請について

議 長 それでは、ただいまより、令和 2 年第 9 回東村農業委員会総会を開催致します。

会議の出欠状況を報告致します。農業委員の出席者 6 名、欠席者 0 名です。よって、本日の会議は、会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、会議規則第 13 条の規定により、本日の議事録署名委員に、2 番渡邊委員と、6 番比嘉委員を指名致します。また、書記には、事務局の新城を指名致します。お手元に配布してありますように、本会議に提出されております案件は、議案第 34 号から議案第 37 号までの議案 4 件となっております。

(3 条①)

議 長 それでは、議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 14 及び 15 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字川田中上原地内及び宮城サジ原農地の使用貸借設定に係るもので、譲受人は農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見で提案します。御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 14 及び整理番号 15 について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、議案第 34 号の整理番号 14 及び整理番号 15 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(3 条②)

議 長 次に、議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 16 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字平良宇出那覇原地内農地の賃貸借設定に係るもので、譲受人は農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、営農計画

どおり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見で提案します。御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号16について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第34号の整理番号16について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(3条③)

議長 次に、議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号17について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字慶佐次港原地内農地の賃貸借設定に係るもので、譲受人は農地法第3条第2項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見で提案します。御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号17について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第34号の整理番号17について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(5条転用)

議長 次に、議案第35号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の整

理番号 13 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字平良伊是名原地内において、一般住宅を建築する為の農地転用申請であります。申請地の農地区分としては、10ha 未満の生産性の低い小集団農地に区分される「第 2 種農地」に該当すると判断致しました。事務局といたしましては許可相当という意見で提案します。  
御審議の程よろしくをお願いします。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第 35 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 13 について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、議案第 35 号の整理番号 13 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(集積計画①)

議長 次に、議案第 36 号、農用地利用集積計画書(案)に係る意見決定整理番号 19 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字平良屋ノ北原地内の農地で賃貸借設定で、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案致します。  
御審議の程よろしくをお願いします。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第 36 号、農用地利用集積計画書(案)に係る意見決定についての整理番号 19 について、討論を省略し審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 36 号の整理番号 19 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(集積計画②)

議 長 次に、議案第 36 号、農用地利用集積計画書（案）に係る意見決定整理番号 20 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字高江車原地内の農地の中間管理事業に係る賃貸借権設定で、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案致します。御審議の程よろしくをお願いします。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮りいたします。議案第 36 号、農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての整理番号 20 について、討論を省略し審議結果を「可」とすることに、異議ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 36 号の整理番号 20 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(集積計画③)

議 長 次に、議案第 36 号、農用地利用集積計画書（案）に係る意見決定整理番号 21 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、農地中間管理機構による農地の賃貸借権設定で、担い手の規模拡大及び農地の利用集積を目的とするもので、基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たすものと判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案致します。御審議の程よろしくをお願いします。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮りいたします。議案第 36 号、農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての整理番号 21 について、討論を省略し審議結果を「可」とすることに、異議ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第 36 号の整理番号 21 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(集積計画④)

議長 次に、議案第 36 号、農用地利用集積計画書（案）に係る意見決定整理番号 22～24 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字平良中原地内の農地に係る賃貸借権設定で、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案致します。  
御審議の程よろしくをお願いします。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮りいたします。議案第 36 号、農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての整理番号 22～24 について、討論を省略し審議結果を「可」とすることに、異議ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第 36 号の整理番号 22～24 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(一時転用)

議長 次に、議案第 37 号、一時転用承認願についての整理番号 1 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字平良椎原地内において NTT ドコモが発注した、NTT ドコモ国頭東基地局の整備工事に係る仮設駐車場等として使用する目的の一時転用申請であり、使用後は農地への現状回復を行うとの事であります。事務局といたしましては可という意見で提案致します。

御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことですのでお諮りいたします。議案第 37 号、一時転用承認願についての整理番号 1 について、討論を省略し審議結果を「可」とすることに、異議ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、議案第 37 号の整理番号 1 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第 9 回東村農業委員会総会を閉会致します。